

第 1 4 回薩摩川内市行政改革推進委員会 会議録

開催日時	平成 28 年 6 月 29 日(水) 13:30～16:00	
開催場所	薩摩川内市役所 601会議室	
出席者	委員	吉満会長、小島副会長、外菌委員、上梶委員、中野委員、徳田委員、山本委員、山下委員
	事務局	行政改革推進課長、同課長代理、同課職員
	傍聴者	

□会次第

会次第	主管課・室
1 開会	—
2 補助金等評価	—
(1) 定住住宅取得補助金	企画政策課
(2) 定住住宅リフォーム補助金	企画政策課
(3) 新幹線通勤定期購入補助金	企画政策課
(4) ゴールド集落定住促進補助金	企画政策課
(5) ゴールド集落定住住宅取得補助金	企画政策課
(6) ゴールド集落定住住宅リフォーム補助金	企画政策課
(7) 空き家改修支援事業補助金	企画政策課
(8) 農地流動化促進事業補助金(書類審査)	農業委員会事務局

□議事

1 開会

○会長

(挨拶)

2 補助金等評価

(1) 定住住宅取得補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則第3条に乙地域の文言が抜けているのではないかな。

●主管課 おっしゃるとおりである。すみません。

○委員 後ほど修正されたい。同じく第9条の文言で、転入世帯とあるが、定住を目的とした補助金であれば、定住世帯に変える必要があるのではないかな。

●主管課 定住者と定義づけるには、難しい

ところがある。本補助制度を使って定住された方の人数は把握しているが、本補助制度を使わずに、転入してきて、親元に住む方、アパートやマンションに定住する方もいるので、こういう方々は、定住者として人数の把握ができない。よって、住民票の異動における、転入者総数を効果の測定値とした。本補助制度を使わない方を含めて、定住者の方が把握できれば、定住者と書けるが、把握する術がないので、書けない。

○委員 主管課は、補助金を交付した人は把握できますよね。そして、補助金を交付し

た人に対して、本規則があるわけですね。例えば、補助金を10人に交付したら、この人たちは転入者ではなく、定住者と解釈できるのではないのか。

●**主管課** 本補助金の交付期間は、6年だが、この期間中に転出をされる方も実際いらっしゃる。よって、補助金交付者を定住者とするには、説明できない部分があると思う。また、転入者は3,400人に対し、本補助制度を使っている人は99人である。全体の約3%である。残りの97%は、制度を使っていないので、定住者かどうか把握できない。薩摩川内市に転入した方をバロメーターに、定住という仕組みが、動いているということで、転入者としている。

○**委員** 本補助金は、本市に定住してくださいという趣旨で補助金を交付しているのではないのか。よって、定住者と明記したほうがいいのではないのか。

●**主管課** 効果測定の文言については検討させていただきたい。私が3%を最初に申し上げなかったのは、薩摩川内市は、転入者の3%を対象にした制度しか持っていないのかというご指摘やご意見を以前いただいたことがあるからである。効果測定 of 文言については、委員が言われた意見については、今後検討したい。

○**委員** 本補助金による適切な効果は上がっているのか。また、定住者の確保が図られているのか。毎年度の交付件数＝定住数と解釈して良いのか。

●**主管課** 先ほど申し上げたが、基本的に定住者である。一部、制度を使って転入したが、転出した方もいる。基本的には定住者と捉えていただいて結構である。

○**委員** 前回評価において「定住する意思のある人を見極める手法を検討する必要がある」とあるが、まさに私が質問したいのは、この通りである。何のための定住補助金なのか。もう少し縛りをかけた方が、国民は納得すると思う。

●**主管課** 以前、本補助制度を利用した方に、アンケートを実施したことがある。この質問項目に「本補助制度があったから薩摩川内市に転入したんですか」という質問に対し、「転入して本補助制度を知ったから、本補助制度を使った」という方の回答がかなり多かった。他の市町村と比較をして、お金が貰える市町村に転入するというよりは、教育、福祉、雇用、親元に近いなどそういうある程度の条件があったなかで、本補助制度があることにより、甲地域、乙地域、丙地域に転入する動機づけにはなっていると思うが、本補助制度があったから、この地域に転入したとは、言い切れない部分がある。ただし、他の市町村が自分たちの地域は住みやすいですよ、こんな補助制度がありますよとアピールした時に、薩摩川内市は定住者に対して、どんな旗印をあげているのかという効果がどうしても必要になるため、本補助制度を継続している背景もある。本日、本委員会の皆様の声をいただいたことで、本補助制度による政策効果を市民の皆さんにお知らせするようなPRにも力を入れなければならないと感じている。

○**委員** このような補助制度は、お金が貰えるなら貰おうと、みんな補助金を貰おうとする。逆に言えば、このような補助制度は、なくてもいいものである。補助金による効果をもう一度精査されたい。今年度中に検討するとあるが、具体的に今わかっている段階で、どのような見直しを検討しているのか。

●**主管課** 3ページを見て頂きますと、転入者の多くは、鹿児島県外から鹿児島県に転入してきている。甲・乙地域にも人がシフトしてきている。極論を申し上げると、丙地域には、補助金を出さなくても人が集まるということであれば、そのような改正も必要かなと思う。ただ一方で、甲・乙の地域で暮らしたいといった人たちの選択肢

も残してあげなければならないので、そのバランスも考えないといけない。資産の形成に対しては、補助金を出すべきなのか、若い方が街中に住む家賃補助であってもいいのではないかと意見もある。転入時に、年齢層、家族構成、どこに暮らして、どのような利便性のなかで働くのかなど把握していかなければならない。

○会長 他に質問はあるか。

○委員 なし。

2 補助金等評価

(2) 定住住宅リフォーム補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 先ほどと同じ質問になるが、今年度中に補助内容を検討するとあるが、どのように検討しているのか。

●主管課 家を購入するなど新しく資産を形成する方もいれば、親の資産を使ってリフォームをしたりする方もいるので、この辺にどういう動きがあるのか不動産業者などに聞きながら、これからの在り方を議論していきたい。先ほど言った、街中のリフォームの話になってくると、補助額が適切であるのか等考えていかなければならないと思っている。

○委員 交付件数＝定住数と解釈していいか。

●主管課 5年間住むことが定住の定義なので、途中で転出された場合は、補助金を返還していただくことが決まっている。よって、本補助金を利用された方は、定住者と捉えていただいて結構である。

○委員 効果の測定は上がっていると解釈してもいいわけですね。

●主管課 示した実数としては、これだけ転入者があったということで、捉えていただければと思う。

○会長 平成26年度から、定住住宅取得補助金も同様だが、丙地区の補助額を下げていただいているようである。他に質問はあるか。

○委員 なし。

2 補助金等評価

(3) 新幹線通勤定期購入補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 今年度中に補助内容を検討するとあるが、どのように検討しているのか。また、交付件数＝定住数と解釈していいか。

●主管課 補助対象者は、お金を稼ぐために、川内から他の地域に通勤されている方である。本市に転入し、住民票を移し、住民税を納める方々が、鹿児島市や熊本の方に通勤して、外で外貨を稼いでいる。利便性の高いところに住むことが可能だという動機付けをするための補助金になっている。よって、補助金交付者は、薩摩川内市に住んでいながら、薩摩川内市の外でお金を稼いでいる方と捉えていただければよろしいかと思う。

○委員 その見返りは、購買と住民税を払っていることか。

●主管課 私も税には疎いが、住民一人当たりの税金の額が約10万円ちょっとくらいある。例えば、その方に年間12万円お渡ししても10万円は、税金でいただいている、ましては街中で、衣料品を買ったりすると、プラスマイナスで丁度よくなる。また、高速バスで鹿児島に出る方、マイカーで市外に通勤する方もいるので、新幹線だけでなく、高速バスやマイカーなどそういったところまで踏み込んで、見直しを検討した方がいいのかなと思っている、前回評価では、廃止を検討する必要があるとご意見をいただいたが、総合戦略を作っている手前、そういったところまでやるべきなのか、財政的にもやれるのか検討していきたい。

○委員 これについては、私は相当前から申し上げているが、南九州自動車道を含めた高速道路の通行料に対する補助を拡大すれば、定住が進むのではないかと感じている。高江ICから鹿児島市まで30分ちょっとで行ける。祁答院、入来を通るよりは

近い。高速道路の利便性が、もう少し周辺の方々から認知されたら、新幹線以上の活用があるのではと思う。新幹線通勤定期購入への補助だけでなく、高速道路通行料の無料拡大などをお願いしたい。

○委員 整合性という観点から、公益性のところで、「定住移住を促進する」との文言があり、必要性のところで「転入する者」などと文言があるが、先ほどの課長の説明では、定住＝移住ではないとの説明だったが、どのように解釈すればよいのか。

●主管課 転入者に対して働きかけることで、定住に繋がっていく部分があるので、定住という言葉を使っている。新幹線定期補助は、転入者に対する通勤支援補助になっているが、中長期的に地域の利便性をPRする考えと定住に繋がるということを持って、今後わかりやすい表現にしたい。

○委員 説明を聞かないとわからない。一般市民にもわかるような表現をしていただければと思う。

○会長 前回評価への回答に、移住へのインセンティブが働いていると出ているが、実際移住された方の数は把握しているのか。

●主管課 把握しているデータはまだない。ここで、住宅取得・リフォームの補助金を使った方の数は、確実に言えるが、移住された方が何人であったかは、把握していない。

○会長 できれば、後追いをして、公益性の部分についてしっかり答えられるようになるのではないかと。

○委員 一人の人が、例えば、30歳から60歳になるまでずっと本補助制度を使えるのか。

●主管課 苦しい答弁になるが、本補助制度は、対象期間に転入された方に対しての補助であり、補助期間も転入から最大3年間と定めてあるので、3年間しか補助金は貰えない。勤務地を外に求めて、定住させるのであれば、恒久的な制度とするのがいい

かもしれないが、これが積み上がってくると相当な財政支出になると想定されるので、その判断が難しくなる。

○委員 今後、検討する必要はないとのことか。

●主管課 これについては、慎重に議論をさせていただきたい。恒久的にするかどうかは、総合戦略を含めた5年間で一定の目標を掲げながら、手法の改善やPDCAの部分もあるので、今回の見直しの中で、5年なら5年、10年なら10年と制度設計をして、それで結果を見ていくという方法もあるかと思う。現段階では、答えはまだ言えない。

○委員 補助期間を定めずに、補助金を交付していたら、既存の補助金利用者に加え、新規の補助金利用者も発生するので、補助金が膨らんでしまう。補助金を恒久的に出すことは、補助金制度に反しているのではないかと思う。

●主管課 補助金は基本的に一時的な補助となっているので、恒常的にするのは、制度的にも難しい部分がある。

○委員 補助の対象経費において、営業キロの距離が開きすぎている。見直しをする際にこの辺りも検討していただきたい。

●主管課 価格帯を見た時に、距離を細かくして、補助金を出すより、新八代などの100km未満、熊本などの100km以上200km未満とした方が、いいと思った。

○副会長 転入者を呼び込む施策に対し、逆の発想で、転出者を出さないようにする施策はあるのか。

●主管課 それについては、総合戦略の作成時にも相当議論になったが、転出者の流出を防ぐために雇用を生み出すことで対応することとしている。転出者は、19～24歳の年齢層が多い。大学進学や就職する年齢層である。この年齢層の流出を防ぐためには、雇用を生み出していかなければならない。雇用を生み出すために、直接事業

者に働きかけたり、地元地域に就職したら、奨学金の返還をしなくていいといった制度をつくるなどして対応している。

○副会長 本補助金の効果は薄い感じがするので、柔軟な発想で、多角的に検討する必要があると思う。

○会長 他に質問はあるか。

○委員 なし。

2 補助金等評価

(4) ゴールド集落定住促進補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○会長 本補助金は、平成25年度末で廃止され、平成27年度は、継続の40件が残っているものであるが、質問はあるか。

○委員 なし。

2 補助金等評価

(5) ゴールド集落定住住宅取得補助金

(6) ゴールド集落定住住宅リフォーム補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○会長 本補助金と資料4、資料6の補助金も含めて、質問はあるか。

○委員 本交付要綱第12条は、補助対象区域への転入又は転居した世帯となっているが、定住した世帯という文言は入らないのか。

●主管課 資料5・6においては、ゴールド集落地域に転入・転居された方は、制度を使った方と使わなかった方、制度を使ったが、転出した方がいるわけだが、人数の精査ができていないので、このような表現になっている。よって、住民票の異動における転入または転居した人数を測定値として使用している。

○委員 本年度、精査の必要性はあるのか。

●主管課 本補助制度を使って、転入・転居された方の精査を含め、本交付要綱第12条の文言については検討させていただきたい。

○委員 本交付要綱と本市定住促進に関する条例の中身と補助金額は、ほとんど同じである。ゴールド集落に定住する人とその他地域に定住する人とを一般市民の目線

で比べるとゴールド集落に定住する人への補助金の比率を高くする必要があるのではないか。なぜ補助金額が同額なのか。

●主管課 違いは、ゴールド集落加算があるかないかの違いである。基礎額の部分から見直しをすべきでないかとのことであれば、今後、議論のなかで検討したい。

○委員 少し検討する必要があると思う。コミュニティ課と関係すると思うが、ゴールド集落だった地区が、自治会再編により、ゴールド集落じゃなくなった場合、その地区に転入し、補助金の交付を受けた人がいる場合には、どうなるのか。

●主管課 ゴールド集落から外れて、みなしゴールド地域となっても、コミュニティ課と同じ運用のなかで、制度の対象として、補助が受けることができるようにしている。

○委員 ゴールド集落へ転居された方の目的や意図を聞いたことがあるか。

●主管課 明確に答えられないので、今回、見直しをするにあたり、転居される方の目的について、把握をしたいと思う。

○委員 本補助金の趣旨は、ゴールド集落解消か。

●主管課 今の集落形成の流れから、ゴールド集落解消は、もう少し施策を展開しないと難しい。完全にゴールド集落解消を目指すならば、施策的に土地を無料で提供するなど様々なことをしなければならない。本補助金は、ゴールド集落地域の人口維持、人口流出防止といったスタンスの補助金であり、完全解消までは踏み込んでいない。

○委員 本補助金を利用する方で、本市出身でない方は何人いるのか。

●主管課 具体的な数字は持っていない。今は、前住所地の把握しかできていない。

○委員 補助金の申請時に出身の情報は必要ではないのか。

●主管課 住所要件だけを問うているので、書類上から見ると、本籍や出身がどこかと

いうのは、改めて精査しないとわからない。

○委員 要するにPRの仕方だが、例えば、かのこゆり会やそういう郷土の方々が集まるところでPRするのは大事だと思う。

●主管課 郷土の方が集まる会議の際には、ゴールド集落定住へのお願いや、ふるさと納税へのご支援・ご協力をお願いしているところである。

○会長 東京薩摩川内会などで、PRされているのは聞いているが、もう少し、細かくPRされたいというご指摘があったところなのでよろしくお願いします。

○委員 資料5と資料6に共通するが、交付件数＝定住数と解釈していいか。

●主管課 このなかには、市内転居による定住者も含まれているので、そういう解釈もできる。

2 補助金等評価

(7) 空き家改修支援事業補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 この成果指標の10戸は、適当な目標値と考えているのか。

●主管課 将来的なことを含めて、実際の課題解決に到達するための目標設定をしている。

○委員 交付要綱第4条(3)の間接利用とはどういう意味か。

●主管課 地区コミュニティ協議会が高齢者サロンや道の駅みたいなをつくるなどして、改修した空き家を他の誰かがこれを借りたいと言った場合に間接利用と規定しているものである。営利目的の方に空き家を改修して、テナントとして貸しますよといったところまでは、公益性から離れるので、そこは抜きにしても地域の方々に貢献する部分があれば、協議にはなるが、又貸しを認めて、事業の活用を図っていきたいという思いはある。

○委員 例えば、地区コミュニティ協議会が空き家を借り、改修を行った上で、借家として借りたい人に貸すといったこともできるのか。

●主管課 個別に相談して、対応していかなければならないと思う。今回、見直しの際に、使途をどこまで広げるか議論したい。将来的に空き家をなくし、迷惑施設から地域資源にしたいと思っている。

○委員 ある程度、築年数が経った家で合併浄化槽が放置されていると使えないことが多い。借家が欲しいという方は結構いるので、こういうのができれば、本補助金は使えると思う。

●主管課 これについては、見直しのなかで議論したい。

○委員 本補助制度は、なぜ平成26年度から創設されたのか。

●主管課 本補助制度自体は平成25年度中にできたが、制度運用は平成26年4月からである。空き家問題も色々意見があり、どういう制度にすべきなのか、調査などを行い、平成26年4月から運用開始となった。

○委員 以前から、空き家対策はしないといけなかったが、市の制度設計ができたのは平成26年4月1日からということですね。

●主管課 昨年9月に空き家対策の推進に関する条例をつくった。平成26年4月から平成27年9月に条例制定するまでの間は、裏支えをする法律や条例がない中で、制度をスタートした。今ようやく条例と制度が上手く組み合わさった状態である。

○委員 効果の測定は、改修を実施した空き家の数によって測定するとあるが、わかりにくい文言である。一般市民が読んだら何のことを言っているかわからないので、外部評価をしようがない。

●主管課 制度を使って、改修できた空き家の数である。空き家が3,000戸以上あるので、改修する空き家の数は多ければ多いほど、いいと思っている、それが読み取れるように文言を修正したい。

○委員 補助対象者が地区コミュニティ協

議会及び地域団体とあるが、どのような団体を対象としているのか。

●**主管課** 地区コミュニティ協議会、自治会、地域による公民館や組織体、地元の有志などを地区コミュニティ協議会等のなかに入れて運用している。

○**委員** ビジネススペースの空き店舗的な感覚ではなく、あくまで空き家なのか。

●**主管課** 民間の事業者の方々が、空き家地域の空き家解消をビジネスモデルで改修し、使用するというのは、対象としていない。ただし、空き家の解消を図るという政策目的に合致するのであれば、そこまで含めた方がいいのではという意見はあると思う。

○**委員** ビジネス部分を検討しないと、成果を出すのは難しいのではと思う。

●**主管課** 今のご意見には、2つの整理が必要である。店舗だと商工政策上の建てつけがある。一方で、商業目的、ビジネス型にすることにより、政策効果があるのであれば、今後、検討する必要がある。

○**会長** コミュニティビジネスとして、地区コミュニティ協議会が改修を実施した場合は、了解する可能性があるのか。

●**主管課** 今、それは認めている。直接利用においてのビジネス展開、間接利用で、いろいろなことをするのは認めている。専ら事業をされる方が、本補助金を使って空き家を改修する時にどこまで踏み込むべきなのかということについては、まだ慎重な協議が必要だと思う。

○**委員** 交付要綱第3条(3)の従前という文言は、空き家の状態のことを言うのか。若しくは、人が住んでいた時の状態のことを言うのか。

●**主管課** 前段部分は、使うのに支障がないようにということであり、後段は、汲み取り便所を水洗トイレに変えたとかそういうことである。基本は、住むという目的や地区コミュニティ協議会がサロンとして

使うのであれば、それに応じた回復をしてくださいということである。

○**委員** 自分たちが使いやすいように空き家を改修しなさいということですよね。文言がわかりづらいので、分かりやすい文言にされたい。

○**会長** 地域おこし協力隊で来られた柴田さんは、空き家を改修しているところがテレビに出たが、本補助金を使っているのか。

●**主管課** タレントを含めた個人の方が民泊事業を目的に空き家を改修する場合は、使えない。ただし、地区コミュニティ協議会が民泊事業をするために空き家を改修とすることが、否なのかどうかということについては、否ではないだろうと思っている。

2 補助金等評価

(8) 農地流動化促進事業補助金(書類審査)

(事前質問なし)

2 補助金等評価 まとめ

(1) 定住住宅取得補助金

○**会長** 成果が、資料1は、転入、資料2は、定住されている方々のリフォームという、意味合いが違うというのでは、とのご指摘もあったが、資料1の補助金について、意見があるか。

○**委員** なし。

○**会長** それでは、外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、内部評価と同じで「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で定住住宅取得補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(2) 定住住宅リフォーム補助金

○**会長** 本補助金について、意見があるか。

○委員 なし。

○会長 それでは、外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、内部評価と同じで「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で定住住宅リフォーム補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(3) 新幹線通勤定期購入補助金

○会長 本補助金については、先ほど質問したように、インセンティブについて、しっかりと定住されているかどうかを確認してくださいということをまとめに入りたい。あと、新幹線だけでなく、それ以外の車両での通勤に対する補助を今後、検討されたい。意見はあるか。

○委員 なし。

○会長 それでは、外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、内部評価と同じで「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で新幹線通勤定期購入補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(4) 薩摩川内市ゴールド集落定住促進補助金

○会長 本補助金は、中身は資料5、6に通じるものがある。それでは、外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」と

いう評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性として、内部評価と同じで外部評価は、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上でゴールド集落定住促進補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(5) ゴールド集落定住住宅取得補助金

○会長 本補助金の外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、内部評価と同じで「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上でゴールド集落定住住宅取得補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(6) ゴールド集落定住住宅リフォーム補助金

○会長 本補助金の外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、内部評価と同じで「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上でゴールド集落定住住宅リフォーム補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(7) 空き家改修支援事業補助金

○会長 本補助金の本年度予算は340万円計上されているが、地区コミュニティ協議会が、一度申請されたら、予算が足りないのではと思う。このようなことを踏まえ

て評価していきたいと思う。本補助金の外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 それでは今後の改革の方向性として、予算340万円に対し、成果目標値は10戸なのかというご指摘もあったが、どのように判断するか。

○委員 「見直しの上で継続：補助内容の改善」で、交付要綱の文言の意味が分からない部分があったので、交付要綱の文言の改正を含めた補助内容の改善をされたいということ意見を意見としてあげる。

○会長 補助内容の使途については、多様な組み合わせを検討されたい、委員が先ほどおっしゃったビジネス的な使途も今後、検討されるのではないだろうかと思う。

○委員 委員の意見を含めた補助内容の改善がいいと思う。

○会長 それでは今後の改革の方向性として、外部評価は、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で空き家改修支援事業補助金を終了する。

2 補助金等評価 まとめ

(8) 農地流動化促進事業補助金補助金

○会長 本補助金については、事前質問がなかったが、外部評価の視点別評価について公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性は、いずれも「高い」という評価でよろしいか。また、今後の改革の方向性として、外部評価は、内部評価と同じで「現状のまま継続」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○委員 今後の改革の方向性について、作物も作らず耕作地を放棄した地主になぜ公金である税金を投入する必要があるのか。地主である貸し手と借り手の金銭面のこととは両者間で交渉すればよい話ではないか。本補助金の交付目的は借り手をサポー

トする趣旨で書かれているが、貸し手については、何らこの目的に記載されていない。本補助金交付の目的にあるように本補助金交付対象者の主体は借り手である。借り手がいないうちに話は始まらない。例えば、今まで耕作していた土地に何も作物を作らなくなったら耕作地は荒れる一方で、荒れた耕作地に草が生えないようにする等、維持管理することはその土地の所有者にとって大きな負担になっている。このような放棄耕作地を借りて農業を行うことは非常に良いことであり、借り手に補助金を出すのは理解できるが、貸し手にあつては、荒れた耕作地の維持管理を借り手が行ってくれるので「渡りに船」であり、自ら荒れ地の管理を行わなくて良いので貸し手にとっても非常にありがたいことである。また、今後日本の農業を背負っていく借り手を国・地方がサポートしてやることの重要性は、一般国民も十分認識していると思う。借り手に多く補助金を出し、耕作を放棄した貸し手に補助金を出すとなれば、一般市民の理解は得られないのではないか。このような観点から、視点別評価はいずれも高いと思うが、今後の改革の方向性は、見直しの上で継続とし、補助内容の改善を行う必要がある。補助内容の改善は現在、貸し手と借り手の補助金受給の割合は大体1対3の比率であるが、本来ならば貸し手に補助金を支払う必要はないと思うが、多少譲歩して貸し手の補助金を更に減額し、借り手の補助金を更に増額する必要があるのではないか。

○委員 今の意見に反論するわけではないが、土地の貸し手が高齢になってきたことから借り手を探そうということになると思う。借り手がいなかったら、貸し手の方々は高齢になって、耕作できなくなり、耕作放棄地になりうる可能性がある。耕作放棄地ではなく、現在、耕作可能な土地に対して、貸し手と借り手がいるわけであり、

補助金を1対3の比率で交付している。こうしないと耕作放棄地が大きくなっていくということである。

○委員 貸し手と借り手間の金銭面的なことは、それぞれの話し合いで決めていいと思うが、これに公的な資金を投入するとなると私は違うのではと思う。

○委員 灌水施設を持っているところは、反当たり、土地の借り手3,000円、何らかの理由により土地を貸していなくても貸し手は3,000円を支払わなければならない部分がある。対価の部分もあると思うが、貸し手、借り手の補助金額に多少差をつけたと思う。

○委員 農地中間管理機構との取り合いはどうなっているのか。

○委員 農地流動化については、農業公社が窓口となって貸し手、借り手を見つけている。そのなかで、農地中間管理機構も一緒になりながらこれを進めている。とにかく、耕作放棄地を作らないというのが大きな目的である。借り手と貸し手の中間をとって農業公社が窓口となって手続等はやっている。

○会長 3ページを見ると流動化面積を維持し、件数が少ない時でも面積は維持されている努力が見られる。農業委員会が、耕作放棄地をつくらせない、耕作放棄地にさせないという努力をされているというのが理解できる。

○委員 貸し手の補助の割合を下げ、借り手の補助の割合を上げたらいいのではないか。

○会長 今、委員からあったように、土地を貸していなくても一定のお金を払わなければならない事実がある。貸し手の補助の割合は変えずに、借り手の補助の割合を高くする方向につながるのではと思う。よって、今後の改革の方向性的には、補助内容の改善として貸し手の補助の割合はそのまま、借り手の補助の割合を上げる。外部

評価は、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。意見として、借り手のインセンティブを高められたいと出す。

○委員 異議なし。

○会長 以上でゴールド農地流動化促進事業補助金を終了する。